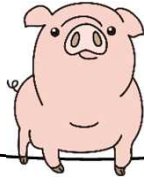


衛生だより



令和2年度第32号（11月）発行
北部家畜保健衛生所
東部・北部家畜防疫獣医師会
〒287-0004 香取市岩ヶ崎台12-1
Tel：0478-54-1291 Fax：54-5996
夜間・休日緊急（転送されます）
（公社）千葉県畜産協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿1-2-3

千葉県内でPED発生！（今季1例目）

【概要】

確定診断日 令和2年11月15日
発生農場 県北部の1農場（2700頭飼養の一貫農場）
症状 繁殖豚7頭で水様性下痢

※発生例数については、国の公表方法に合わせて、9月以降の発生例数となっています。

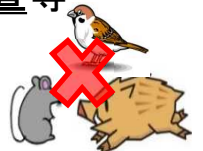


飼養衛生管理の再確認、再徹底を！



- 車両消毒の徹底、交差汚染の防止**
特に、と畜場、死亡獣畜回収場所、家畜市場、共同糞尿処理場など、畜産施設に出入りした際は、消毒を徹底しましょう。
- 畜舎専用衣服・靴の着用** ○**農場・畜舎へ入る際の手指の消毒**
- 畜舎・器具のこまめな清掃、消毒**
- 野生動物との接触・侵入防止対策の徹底**
ネズミ、昆虫の駆除、豚舎外壁の補修、防護柵・防鳥ネットの設置等
- 毎日の健康観察と早期発見及び異常時の早期通報**
飼養豚に異状が見られたら、直ちに家畜保健所に通報を！

堆肥舎、死体保管場所への設置も忘れずに！



～フィリピンから持ち込まれた豚肉製品からASFウイルス分離～

本年8月31日にフィリピンから旅客により持ち込まれた豚肉製品について、動物検疫所の検査で、感染性のあるASFウイルスが分離されました。

外国人技能実習生受入農家さんにおかれましては、母国から肉製品が郵送されることのないよう、実習生への周知をお願いします。郵便物に肉製品が含まれている疑いがあった場合は、動物検疫所に御連絡ください。

★詳細はHPで <http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

豚の様子がおかしいな、と思ったらすぐにご連絡ください！！

北部家畜保健衛生所 Tel.0478-54-1291 Fax.0478-54-5996
夜間・休日は転送されます、必ず5回以上コールしてください

動物検疫所からの 重要なお知らせ



2019年4月22日から

海外からの肉製品の違法な持込みに対する
対応を厳格化しています。



任意放棄の有無にかかわらず、違法な持込みには
厳正に対処します。

- ◆ 手荷物の中に、輸入申告のない肉製品などの畜産物が
確認された場合、罰則の対象になります。
- ◆ 輸入検査の手続でパスポートや搭乗券の情報を記録するため、
検査に時間を要することがあります。

家畜伝染病予防法改正により、
2020年7月1日から

違法に畜産物を持ち込んだ場合は、
3年以下の懲役又は最高300万円の罰金
が科せられます。

(法人の場合は、最高5,000万円)

